

閲覧用

令和 7 年 12 月 22 日

第 12 回大河原町農業委員会定例総会議事録

大河原町農業委員会

令和7年 第12回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月22日（月曜日）午前10時00分から

2. 開催場所 大河原町役場 3階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員9名・農地利用最適化推進委員4名 合計13名）

農業委員1 大 宮 孝 則

農業委員2 角 田 真由美

農業委員3 鎌 田 美智雄

農業委員4 菅 野 正 信

農業委員5 佐 藤 富 男

農業委員6 庄 司 貞 良

農業委員7 鈴 木 勉

農業委員8 松 井 誠 子

農業委員9 長 山 清 市

推進委員1 小笠原 良 一

推進委員2 加 藤 照 男

推進委員4 高 橋 卓 也

推進委員5 長 山 務

○欠席委員

推進委員3 鈴 木 利 弘

推進委員6 長 山 恵

○事務局出席者

事務局長 高 橋 正 志

事務局係長 半 澤 壮 都

事務局主事 阿 部 智 也

中間管理事業マネージャー 大 宮 廣 昭

事務局員 佐 藤 香 織

4. 議事日程

○日程第1 会議録署名委員の指名

○日程第2 会期決定

○日程第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

第3号議案 農地中間管事業の推進に係る法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件

○日程第4 報告

報告第1号 農地法第5条第1項ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約通知について

5. 会議概要

午前 10 時 00 分 開会

○事務局長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。開会の前に、携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いしたいと思います。それでは定刻になりましたので、只今から令和 7 年第 12 回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第 6 条及び第 10 条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思います。では会長よろしく申し上げます。

○会 長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

大変ご苦勞様でございます。農業委員会も今日で最後の委員会ですが、今回を持ちまして 2 名の方が退任されるという事もあり、来月には歓送迎会など催しますので、一つ退任される方は連絡があったと思いますけど、来月ご参加頂きます様よろしくお願い致します。

それから連日ずっと熊騒動の話が出ておりますが、大河原町としては熊の姿は見えないけども、痕跡が見受けられたという事もありまして、余談の許さない状況です。皆で注意してやって頂きたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは早速議事に入りたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 はい。本日の欠席について、鈴木利弘委員と長山恵委員から体調不良により欠席届が出ており、2 名の方が欠席されるという事です。農業委員会に関する法律第 27 条第 3 項の規定を満たしておりますので、この総会は成立している事をご報告致します。よろしくお願いします。

次に日程第 1「会議録署名人の指名」ですが、大河原町農業委員会会議規則第 31 条第 3 項の規定に基づき、3 番の鎌田美智雄委員と 4 番の菅野正信委員にお願い致します。よろしくお願いします。

それから日程第 2「会期の決定」でございますけれども、会期は本日 1 日としてよろしいでしょうか？お諮りします。（「はい。」の声あり。）

はい。異議なしという事でございますので、本日 1 日と決定させていただきます。

次に日程第 3「議事」に入ります。本日の議事は、議案が第 1 号から第 3 号、報告事項第 1 号から第 2 号及び協議事項となりますので、よろしくお願いします。

まず第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号 1 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号 1・西部地区。申請地と致しましては、字西。地目台帳及び現況が田。面積が 956 ㎡となっております。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、農業経営の充実を図る。権利の移転の別と致

しましては所有権移転です。対価総額は 10 万円（10 アール当たり 10 万 4603 円）です。移転時期と致しましては、許可後になります。譲受人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。関連議案と致しまして、関連報告第 2 号の進行番号 2 と 3 が関連となっておりますので、こちらは省略させていただきます。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、加藤委員。

○加藤照男委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具も備え、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は転作作物で、取得面積からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺も転作地であり、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており、今後も期待される方であります。皆様のご審議方よろしくをお願い致します。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方挙手でお願い致します。（「ないです。」の声あり。）

ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第 1 号議案の進行番号 1 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございます。

次に進行番号 2 を上程致しますが、私に関連のある事案でございますので、進行を庄司会長職務代理者に交代致します。よろしくをお願いします。（会長、退席。）

○会長職務代理者 はい、進行を交代します。進行番号 2 を上程致します。また関連のある報告事項も併せて上程します。事務局お願いします。

○事務局主事 はい、進行番号 2・西部地区。申請地と致しまして、福田字福田上。地目台帳及び現況が田。面積が 403 m²。その外 9 筆ございまして、計田 10 筆。面積が 7,550 m²となっております。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により贈与する。譲受人当該地を譲り受け、農業経営の充実を図る。権利の移転の別と致しましては所有権移転です。対価総額の方は贈与になります。移転時期は許可後となっております。譲受人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。関連議案と致しましては、報告第 2 号の進行番号 1 も併せて報告致しますので、省略させていただきます。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。担当委員の説明をお願いします。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は、農地所有適格法人の一員でありますので、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。作目は稲作で、取得面積からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法

的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており、問題はないと思います。皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○会長職務代理者 はい、続いて加藤委員。

○加藤照男委員 はい。字西の方でありますけれど、調査結果・意見につきましてはただいまの高橋委員と同じでありますので、省略とさせていただきます。以上です。

○会長職務代理者 はい、担当委員の説明が終わりました。質疑があれば承ります。ございませんか？（「ないです。」の声あり。）

質疑なしと認めます。これから採決します。第1号議案・進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成、進行番号2は許可相当と致します。それでは進行を議長に戻します。（会長、着席。）

○議長 それでは戻りまして、続いて第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」でございます。進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・西部地区。申請地と致しましては、字南桜町。地目台帳は宅地、現況が畑となっております。面積が340.95㎡です。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、居宅を建築して永住する。権利の移転の別と致しましては所有権移転です。施設概要と致しまして、居宅建築117.85㎡、駐車場3台分です。工事期間が許可日から令和8年6月30日となっております。農地区分は第3種農地です。備考と致しましては、事前着工をされていた様でして、理由書の提出がありました。以上となります。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、加藤委員。

○加藤照男委員 はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は桜町住宅地の真ん中くらいのあいほら歯科医院の向かいで、住宅地として区画整理された所なので、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺は住宅地であり、支障はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当はしません。5、意見について。特に農地転用する事について問題はないと思います。皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入りたいと思いますが、質疑のある方挙手をお願い致します。ございませんか？（「なし。」の声あり。）

ありませんという事で、これから採決を致します。第2号議案の進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に第3号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」でございます。賃借人が同じ事から、進行番号1から13はまとめて上程致します。また私に関連のある議案もありますので、進行を交代させていただきます。よろしくお願いいたします。（会長、退席。）

○会長職務代理者 はい、進行を交代します。進行番号1を上程します。また賃借人が同じですので、進行番号2から13及び関連のある報告事項も併せて上程します。事務局説明をお願いします。

○事務局主事 はい。第3号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」について、進行番号1から13につきましては、同一耕作者の再設定案件で、事前にお配りしている事からこちらの方は省略させていただきます。また報告第2号の「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号4から7までは、関連のある報告事項となっておりますので、こちらも併せて省略させていただきます。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。はい、加藤委員。

○加藤照男委員 はい。1、賃借人は必要な農作業に常時従事できるか。賃借人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えている事から、常時従事する事については問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は飼料作物で、取得面積からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺も飼料作物でありますので、特に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から今回の促進計画案は、地域計画達成に資すると認められると考えますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○会長職務代理者 はい、担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば承ります。（「ありません。」の声あり。）

質疑なしと認めます。これから採決します。第3号議案・進行番号1から13について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成。第3号議案・進行番号1から13は、許可相当と致します。それでは進行を議長に戻します。（会長、着席。）

○議長 はい、ありがとうございます。それでは進行番号14を上程致します。また関連のある報告事項も併せて上程しますので、よろしくお願いいたします。事務局お願いします。

○事務局主事 進行番号14・西部地区。申請地と致しましては、字西。地目台帳及び現況が田です。面積が869㎡となっております。またその外3筆ございまして、合計田4筆。面積が3,839㎡となっております。利用権の設定の内容と致しましては、利用権の種類は賃借権設定。内容は水田利活用。借賃は金納1反あたり10,418円。存続期間は、令和8年3月1日から令和18年2月29日となっております。利用権設定を受ける者の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。また備考と致しまして、報告第2号の進行番号8も関連があるので、こちらも併せて報告致しますので省略させていただきます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、加藤委員。

○加藤照男委員 はい。字西の方ですけども報告致します。1、賃借人は必要な農作業に常時従事できるか。賃借人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えている事から、常時従事する事については問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるかまた、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積からみて当該農地を効率的に利用できる範囲だと思います。また周辺も稲作であり、特に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から今回の促進計画案は、地域計画の達成に資すると認められると考えますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、どうもありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません」の声あり。）

はい。ないという事でございますので、これから採決致します。第3号議案・進行番号14について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に報告第1号「農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について」進行番号1を上程致します。また進行番号2も関連がありますので、併せて上程致しますので事務局説明お願い致します。

○事務局主事 報告第1号「農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について」進行番号1・西部地区。申請地と致しましては、字橋本。地目台帳が田、現況が雑種地となっております。面積が72㎡です。申請理由と致しまして、譲渡人相手方要望により譲り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、道路改良工事に伴う法面設置を行う。権利の移転の別と致しましては所有権移転。施設概要と致しまして道路改良工事72㎡です。工事期間と致しましては、令和7年12月1日から令和8年1月30日となっております。農地区分は第2種農地です。また関連と致しまして関連報告第1号・進行番号2が関連となっております。

続きまして進行番号2・西部地区。申請地と致しまして字橋本。地目台帳の方が田、現況が畑となっております。面積が341㎡の内136㎡です。申請理由と致しまして、貸人相手方要望により貸し渡す。借人当該土地を借り受け、道路改良工事の仮設通路として利用する。権利の移転の別と致しましては使用貸借権設定。施設概要と致しまして仮設通路136㎡。工事期間と致しましては、令和7年12月1日から令和8年1月30日となっております。農地区分は第2種農地です。備考と致しまして報告第1号・進行番号1と関連がありますので、こちらも報告させていただきます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。質疑なしと認めまして、これで報告第1号の進行番号1と2を終わりたいと思います。

次に協議事項第1号「令和7年委員研修費積立金等の還付について」を上程致しますので、事務局説明お願い致します。

○事務局係長 はい。（協議事項第1号について、資料を基に朗読説明。）

- 議長 長 はい、ただいま事務局の方から慶弔費の残金が多いと説明がありました。そして委員へのお見舞金、委員または配偶者が亡くなった時のお悔やみを1万円から2万円に増額する案が出ましたが、如何致しますか？よろしいですか？
- 鈴木 勉委員 いいと思います。
- 佐藤富男委員 残っていてもしょうがない？
- 事務局係長 しょうがないです。使い道がないので。
- 議長 長 はい、そういう事でございますので。
- 事務局係長 はい、会費の方は来月から300円とさせていただきます。
- 議長 長 はい、今の事務局案でよろしいですか？（「はい。」の声あり。）
はい、ではそれでよろしくをお願いします。
次に協議事項第2号「令和8年農業委員定例総会の年間スケジュールについて」を上程致します。事務局説明お願い致します。
- 事務局係長 はい。（協議事項第2号について、資料を基に朗読説明。）
- 議長 長 はい。ただいま年間スケジュールについて、事務局から説明がありました。この日程で進めて行きたいと思っておりますので、よろしいですか？（「はい。」の声あり。）
はい、ありがとうございます。委員の了承を得ましたので、これで進めさせていただきます。
その他、委員の皆さんから何かありましたらお願い致します。ございませんか？（「はい。」の声あり。）
なしという事で、以上を持ちまして本日の案件は全て終了致しましたので、大変お疲れ様でございました。これで終わります。
- 事務局長 はい、会長ありがとうございました。それでは最後に閉会の挨拶を庄司会長職務代理者よりお願い致します。
- 会長職務代理者 はい、今日は大変ご苦勞様でした。これで終わります。（「お疲れ様でした。」の声あり。）

午前10時39分 閉会

令和7年12月22日の会議録署名委員

議 長

長 山 清 市



印

署名委員（3番委員）

鎌 田 美智雄



署名委員（4番委員）

菅 野 正 信



令和7年12月 第12回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）